

- 監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、機構の業務を監査することとされています。平成20事業年度の監事監査の結果は、機構の業務は適切に執行されているものと認めますというものです。

このうち、個々の業務に関する監事の意見の概要は、以下のとおりです。

1 内部統制の状況及び情報管理の状況について

従来から進められてきた基盤整備（内部規程・要領・マニュアル等の作成・整備）の段階からさらに進捗し、内部統制の機能化にとってより重要となる次のような実効性ある進展が見られ、その積極的な取組みは大いに評価できます。

- コンプライアンスの推進……役職員を対象とした視聴覚教材を活用したコンプライアンス集合教育の実施や、外部講師による企業倫理講習、各部署による自己啓発学習等の地道な取組み
- 個人情報の保護対策……漏洩・紛失防止対策として個人情報の保管管理の適正化の改善指導（ログイン対策等）、PCモバイル管理の徹底、職員研修の計画的実施
- 情報セキュリティ対策……情報セキュリティの脆弱性の診断・改善、スパムメール対策の実施、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の改訂」に対応した「情報セキュリティ規程」の刷新及び「情報セキュリティ対策マニュアル」の整備、役職員を対象とした「情報セキュリティ対策研修会」の実施

引き続き、内部統制等について重要性の認識を高めつつ、より実質的なものとするための地道な取組みをお願いします。

2 契約の状況

<随意契約見直し計画の進捗状況>

平成19年12月に策定された随意契約見直し計画が確実に実施されており、競争性の無い随意契約は着実に減少しており評価すべき内容となっていると認められます。なお、平成20年度末においては、事務所の賃貸借契約及び補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないもの以外の契約案件は全て競争性のある契約に移行したものと認められます。

余裕資金の運用及び短期借入金の借入についても競争入札が実施され、より効率的資金運用等が行われおり、特に、短期借入金については同期間の短期プライムレートに比し、有利な条件で資金調達が行われていると認められます。

<1者応札解消の取組み>

1者応札の可能性のある契約については、競争性・透明性を確保するため、

平成20年9月以降、例えば、一般競争入札の公告期間を10日間（国の基準と同じ）から、2倍の20日間とする等の措置が講じられています。機構の取組みは、政府の各省庁における同様の取組みに先んじて実施されたものであり、自主的かつ先進的な取組みであったと評価できます。

1者応札解消の取組を開始した以降は1者応札は目に見えて減少しており、また、前年度の実績が1者応札で本年度の実績が複数者応札に改善された案件を比較してみると、多くのケースで落札率が低下しており、経済性の観点からも十分に成果が上がっており、その成果の面においても十分に評価できるものとなっています。

3 給与水準適正化等の取組み

機構では、平成17年から計画的・段階的な給与の引下げを行う等の給与構造の見直しの取組みを実施しているほか、新たな人事管理制度として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制等、平成20年度から管理職ポストオフ制度や業務専門職の導入等、相当に厳しい努力が払われているものと認められます。

このような努力の結果、機構の給与水準のラスパイレス指数、給与、報酬等の支給総額ともに毎年度確実に減少しており、十分に評価できるものとなっています。

今後とも計画的かつ着実に進められることを期待します。

4 補助事業実施主体の公募の取組

機構が実施している各種の補助事業については、平成20年度から事業実施主体の公募方式が導入されました。この取組みは、公正かつ公平な基準のもとで実施されており、新たな取組みとして高く評価されるものと考えます。

平成20年度の実績では、複数の者が応募する事業はそれほど多くなかったことを踏まえ、平成21年度の応募については、平成20年度の結果を踏まえ競争性を高めるため応募資格の制限を緩和する取組み（20年度に付されていた「補助の対象となる事業に関する知見を有すること」及び「全国規模の団体であること」といった要件を21年度では廃止。）も行われており、今後も逐次改善が行われ、補助事業の実施者の選定がより透明なものとなることを期待します。

5 情報開示の状況

法律等により公開が義務付けられている事項、契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められるほか、内規により設置されている各種委員会の議事録等についても機構ホームページにより積極的に開示されていま

す。また、メールマガジン配信の開始やホームページの全面的な改定を行い、機構から国民等への情報発信の強化に努めており、情報の開示及び発信強化の取り組みは評価されるところです。

配信開始間もないメールマガジンについては、配信数をより増大させるため、その認知度を高める工夫を行うとともに、機構ホームページ等を積極的に活用し、情報発信をより一層充実させて行くことが必要と考えます。

6 生糸勘定の廃止と残余財産の国庫納付

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律」の施行により、生糸勘定は平成20年4月11日に廃止され、勘定の清算及び残余財産の国庫納付が必要となりました。

機構においては、残余財産の早期の国庫納付が必要との判断を行い、関係省（農林水産省、総務省及び財務省）と積極的に協議を行う等して、平成20年10月には国庫納付が完了しました。

生糸勘定の廃止に伴う国庫納付について、漫然と平成20年度決算時期を待つのではなく、機構のイニシアティブにより関係省等と調整を行い早期に完了できたことは、高く評価されるべきものといえます。